

第3回次世代育成支援のための 新たな制度体系の設計に関する 保育事業者検討会資料(抜粋)

- 少子化対策特別部会における保育サービスの質に
関するこれまでの議論について(議論の項目)…………… 1
- 前回委員よりお求めのあった資料…………… 7
- 椋野委員提出資料…………… 10
- 佐久間委員提出資料…………… 12
- 山口委員提出資料…………… 14

少子化対策特別部会における 保育サービスの質に関するこれまでの議論について (議論の項目)

5 保育サービスの質(1) (議論の項目)

- 保育内容や保育環境等についての科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みの構築
- 最低限の保育の質を保障しつつ、地方公共団体やサービス提供者の創意工夫等が発揮しやすい最低基準のあり方
- 保育所職員の配置基準のあり方
- 保育士の養成・研修のあり方
- 保育士の労働条件の整備・改善
- 都道府県の指導監督や第三者評価のあり方
- その他

6 保育サービスの質(2)(認可外保育施設の質の向上) (議論の項目)

- 認可外保育施設の認可基準到達に向けた質の向上の支援強化
- 待機児童が解消できていない中での、認可保育所の入所の可否による質の保障・公費投入の公平性の課題
- 認可保育所で対応しづらい夜間保育など多様なニーズへ対応するサービスとしての位置付け・質の確保
- 待機児童の多い都市部に着目した面積基準・保育士資格要件の緩和の問題点
- 定員要件のあり方(小規模なサービス形態)
- 保育士資格要件の必要性
- 認可外保育施設の保育従事者についての業務に従事しながらの資格取得を含めた質の向上
- 認可化移行やサービス量拡充を進めたとしてもなお、給付対象サービスのみでは、需要を満たし得ない地域の取扱い
- その他

(参考)

1 制度改革の検討が必要となっている背景について(議論の項目)

- 女性の就業率上昇や働き方の多様化等の変化への対応の必要性
- 就労支援の役割に対する期待の高まり、多くの家庭が利用するサービスとなってきたことへの対応の必要性
- 保育サービスの利用保障や公的責任の強化の必要性
- 働き方の多様化等を踏まえ利用者視点にたった仕組みとする必要性、選択性の向上
- 保育所と利用者が向き合いながら、質の向上を促す仕組みの要請
- すべての子育て家庭への支援の必要性
- 地域の保育機能維持の必要性
- 多額の公費投入を受ける制度としての透明性・客観性・効率性・公的役割の明確化の要請
- その他

2 保育サービスの必要性の判断基準(議論の項目)

- 女性の労働市場参加の進展、働き方の多様化等、近年の諸課題への対応
 - ・ 就労時間帯を問わない保障の方向性
 - ・ 就労量に応じた保障の方向性
 - ・ 求職中の取扱い
- 利用者の必要量に応じたサービス量の認定の仕組みの必要性・保障すべき上限量
- 同居親族要件のあり方
- 専業主婦を含めたすべての子育て家庭への支援の必要性と内容
- 国による最低限保障されるべき範囲の明確化と、その上での地域の実情に応じた対応を可能とする仕組み
 - ・ 地域の供給基盤に応じて判断基準を決められる現行の仕組みの課題
 - ・ 母子家庭・父子家庭・虐待ケースなど特に保障の必要性の高い子どもの利用保障
- 必要性が高い子どもの利用確保のための仕組み(事業者による選別が起こらない仕組み)
- その他

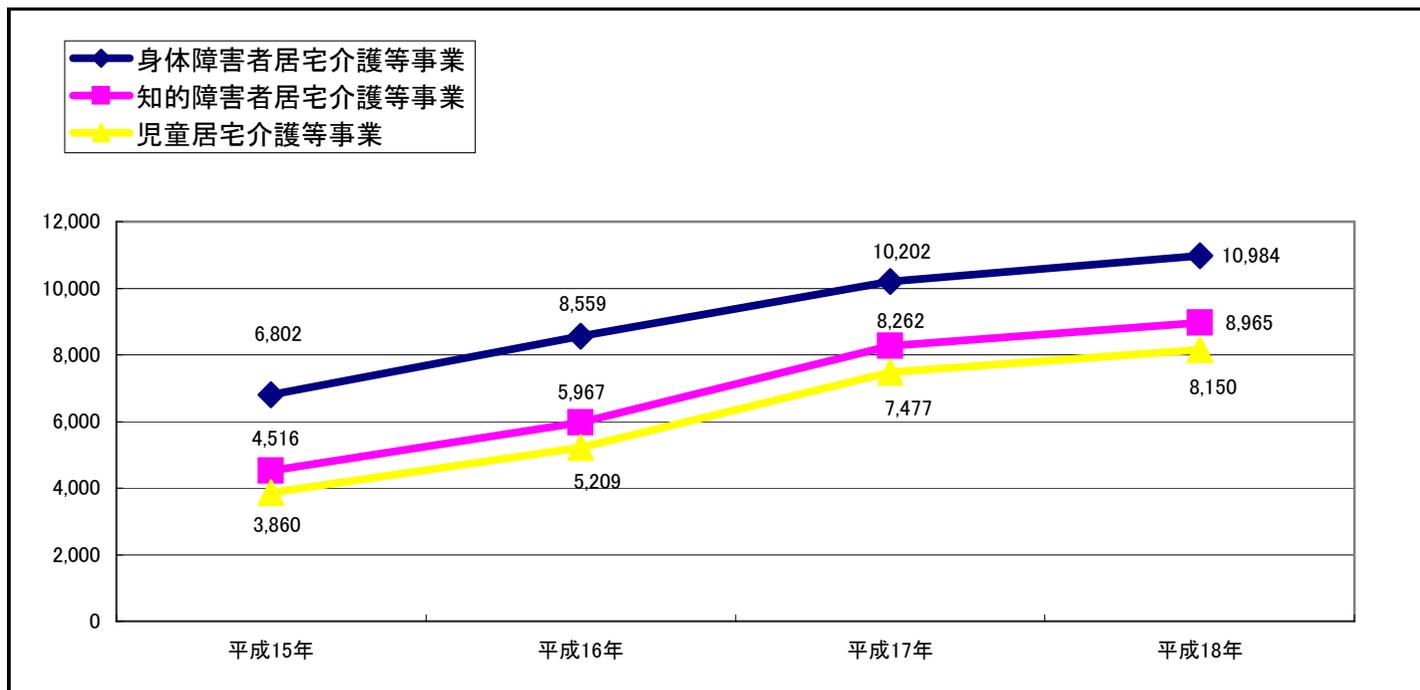
3 利用方式のあり方を中心とする保育サービスの提供の仕組みについて(議論の項目)

- 現行の市町村の保育実施義務の例外規定の課題、サービス・給付の保障の強化の仕組み
- 必要性が高い子どもの利用確保のための仕組み(事業者による選別が起こらない仕組み) (再掲)
- サービスの必要性・必要量の判断と受入保育所の決定が一体的に実施されている現行の仕組みの課題
- サービス提供基盤の整備責任の明確化
- 認可基準など一定の基準によるサービスの質の確保の仕組みの必要性
- 保育所と利用者の当事者間でサービスの向上等に取り組むことを促す仕組み
- 利用者の手続負担や保育所の事務負担に対する配慮
- 所得にかかわらず一定の質の保育サービスを保障するための公定価格の必要性
- 給付費の支払い方式
- 利用者負担の徴収方法
- その他

4 多様な提供主体の参入について(議論の項目)

- 保育所認可に裁量性が認められ、基盤整備に抑制的働くことの課題
- 必要な客観基準を満たしたサービスを給付対象とすることについて
- 地域の保育機能維持のための視点
- 株式会社・NPO法人等に対する初期投資費用(施設整備費用)に係る課題
- 運営費の使途範囲制限、会計基準の適用に係る課題
- 多様な提供主体の参入や量の抜本的拡充に際しての「質」の担保・指導監督
- その他

○ 平成15年の支援費制度施行後の身体障害者居宅介護等事業所等の数の推移について



| | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | H15→H18 | 年平均伸び率 |
|--------------|-------|-------|--------|--------|---------|--------|
| 身体障害者居宅介護等事業 | 6,802 | 8,559 | 10,202 | 10,984 | 161.5% | 約20.5% |
| 知的障害者居宅介護等事業 | 4,516 | 5,967 | 8,262 | 8,965 | 198.5% | 約32.8% |
| 児童居宅介護等事業 | 3,860 | 5,209 | 7,477 | 8,150 | 211.1% | 約37.0% |

資料出所:社会福祉施設等調査

| | 370市区町村 (待機児童が1名以上) | | 84市区町村 (待機児童が50名以上) | | 全国 | |
|------------------|------------------------|----------|------------------------|----------|-------------|-----------|
| | | 全国に占める割合 | | 全国に占める割合 | | |
| 全人口 | 74,081,777 | 58.0% | 42,300,133 | 33.1% | 127,771,000 | |
| うち20～39歳全人口 | 22,983,052 | 68.0% | 12,440,022 | 36.8% | 33,823,000 | |
| 女性人口 | 37,653,244 | 57.5% | 21,520,308 | 32.9% | 65,461,000 | |
| うち20～39歳女性人口 | 11,285,776 | 65.6% | 6,118,221 | 35.6% | 17,193,000 | |
| 利用児童数 (認可保育所) | 0歳 | 53,395 | 60.5% | 32,719 | 37.1% | 88,189 |
| | 1歳 | 138,950 | 53.9% | 77,207 | 30.0% | 257,757 |
| | 2歳 | 170,286 | 51.5% | 93,297 | 28.2% | 330,644 |
| | 3歳未満児 | 362,631 | 53.6% | 203,223 | 30.0% | 676,590 |
| | 全年齢児 | 991,395 | 49.0% | 532,073 | 26.3% | 2,022,173 |
| 待機児童数 | 19,550 | 100.0% | 14,784 | 75.6% | 19,550 | |
| 認可保育所数 | 9,453 | 41.6% | 4,952 | 21.8% | 22,720 | |
| うち社会福祉法人営 | 4,722 | 46.7% | 2,509 | 24.8% | 10,117 | |
| うち営利法人営 | 110 | - | 86 | - | - | |
| 認可外保育施設数 | 6,240 | 86.1% | 3,623 | 50.0% | 7,249 | |

※1 「全人口」「女性人口」のうち、「全国」の数値は総務省「人口推計年報」(H19.10.1)。

※2 「全人口」「女性人口」のうち※1以外、「利用児童数」及び「待機児童数」は厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ(原則H20.4.1)。

※3 「全人口」「女性人口」のうち「370市区町村」「84市区町村」それぞれの内数である20～39歳人口には、広島県府中市、庄原市及び安芸高田市の数値は集計中のため含んでいない。

※4 「認可保育所数」のうち、「370市区町村」及び「84市区町村」は厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ(原則H18.10.1)。

※5 「認可保育所数」のうち、「全国」は厚生労働省統計情報部「社会福祉施設等調査」(H18.10.1)。

※6 「認可外保育施設数」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ(原則H19.3.31)。

都道府県別幼稚園数、保育所数

■ 幼稚園数 ■ 保育所数

